

瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会答申第56号（情）

1 審査会の結論

審査請求人が瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、令和3年1月27日付けで行った文書「1. 2019年度の深川小・祖母懐小・道泉小・東明小・古瀬戸小の6年生の『未履修』分について、にじの丘学園7年生～9年生においてどのように指導するのか或いはしないのか、右「決定」に関するすべての文書。・いつ、誰が、どのような場で議論したのか、分かる文書。・提案された文書。・議論の結論及びその理由が分かる文書。・「結論」に関する、校長の承認、決裁文書。・生徒、保護者宛の説明文書。等々、すべての文書。」の開示請求に対し、瀬戸市教育委員会（以下「処分庁」という。）が令和3年2月10日付け2瀬学教第2330号で行った公文書一部開示決定の処分については妥当である。

2 審査請求人の主張の趣旨

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、条例第5条に基づき、審査請求人が令和3年1月27日付けで行った開示請求に対し、処分庁が令和3年2月10日付け2瀬学教第2330号で行った公文書一部開示決定の処分について、不開示（不存在）とされた公文書の開示を求めるものである。

(2) 審査請求の主たる理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、おおむね次のとおりである。

ア 教育課程の編成は、学校教育における最重要事項である。新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う臨時休校により未履修が発生したが、その対応の如何は、学校としての最優先課題である。未履修への対応を検討するに当たり、まず未履修部分を示す文書、たたき台等があり、最終的に校長の決裁がなされ、その結果は、生徒及び保護者に明らかにされなければならない。

イ 通常とは異なり、3月から5月までの3か月間という長期の休校となった。学年末休業、学年始め休業及びゴールデン・ウィークを挟んでいることを考慮しても異常に長期である。当然、学校（校長）が未履修について、どのように対処するのか、生徒及び保護者に文書で説明すべきことである。説明は、口頭で済むものではなく、また、生徒にのみ説明して済むことではない。学校（校長）の重要な責務である。

ウ よって、令和3年2月10日付け公文書一部開示決定通知書で「開示しないこととした部分」は、存在するものとする。

エ 以上のことから、不開示（不存在）とされた公文書「①教科部会において提案された文書、②教科部会で確認された事項に係る校長の承認、決裁文書、③生徒、保護者宛の説明文書」は必ず存在するので、開示されなければならない。

3 処分庁の説明の趣旨

処分庁の説明はおおむね次のとおりである。

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休校期間は、感染状況に応じ順次延期をされ、令和2年度の授業開始がいつになるのか不透明な状況であった。にじの丘中学校においては、当該教科又は当該学年で相談は行っていたが、会議を設定しての検討は行われておらず、学校再開が決まった段階で初めて教科部会において具体的な未履修対応が検討された。そのため、未履修対応について第2回教科部会以前に作成された文書は存在しない。
- (2) 未履修対応に関する管理職への報告は、文書を持参して口頭にて行われており、決裁文書は存在しない。また、生徒に対しては授業の際に、9年生保護者に対しては進路説明会の際に未履修対応に関する説明を行っているが、いずれも文書を用いておらず、当該文書は存在しない。

4 審査請求に係る経過

- 令和3年 1月27日 審査請求人から処分庁へ公文書開示請求書の提出
- 令和3年 2月10日 処分庁は公文書一部開示決定をし、通知書を送付
- 令和3年 3月26日 審査請求人から審査庁へ審査請求書を提出
- 令和3年 4月 8日 審査庁から処分庁へ弁明書提出を依頼
- 令和4年 7月26日 処分庁から審査庁へ弁明書を提出
- 令和4年 8月 5日 審査請求人から審査庁へ反論書を提出
- 令和4年 8月26日 審査庁において口頭意見陳述聴取を実施
- 令和4年10月 4日 審査庁から審査請求人へ口頭意見陳述聴取の際に出た質問に対する処分庁からの回答書を提出
- 令和4年11月 8日 審査庁から情報公開・個人情報保護審査会へ諮問書の提出
- 令和4年12月16日 第1回審査

5 審査会の判断の理由

- (1) 審査請求人は、次のように主張している。
 - ア 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、令和2年2月末に3月から休校することとなった。これにより、3月分の学習が未履修になっている。未履修の状況は、学校によっても、クラスによっても違うものになる。4月ににじの丘中学校が開校することから、各小学校は、未履修部分についてにじの丘中学校に報告している。これを受け、にじの丘中学校が未履修部分をどのように扱うこととしたのかについての文書を開示請求した。処分庁は、本格的に休校が明けた6月2日に行われた教科部会の文書以外に開示しなかったことから、他にも文書が存在すると思い審査請求した。
 - イ 先述のとおり、各小学校の未履修部分がにじの丘中学校に報告されていることから、にじの丘中学校の校長は、4月1日に当該未履修部分への対応を検討するよう

各教員に指示しているはずである。また、学校再開となる6月1日までに複数回にわたり休校期間の延長が行われており、延長が決まった都度、各小学校での未履修部分に加え、当該延長された休校期間の未履修部分についても対応を検討しているはずである。休校及びその延長が決まった都度に検討した文書が存在しないということはある得ない。

ウ 校長の承認又は決裁について、処分庁は、「文書を持参して口頭にて行った」と弁明しているが、一般に専門教科以外の教科の内容を口頭で説明されても理解できるものではない。また、瀬戸市学校管理規則（昭和34年教育委員会規則第1号）第5条では、校長は、教育課程を処分庁に届け出るものとなっている。未履修部分への対応に伴う教育課程の変更に当たり、変更後の教育課程を届け出たかは定かではないが、当該変更は軽微なものではないので、校長は、当該変更について文書を保有しているはずである。

エ 処分庁は、令和2年3月の休校に当たり、未履修の学習への対応についてメール等でお伝えする旨を通知しているところ、生徒及び保護者に対して「文書を用いた説明は行っていない」と弁明しているが、保護者は口頭で説明されても理解できるものではない。

オ 以上のことから、公文書は存在すると考える。

(2) そこで、本審査会は、第2回教科部会に関する文書（以下「開示文書」という。）以外の文書が存在しないかについて次のとおり調査し、審査を行った。

ア 開示文書について、各議題のうち「対策」欄に記載がないもの及び「対策」欄に記載があるものが開示されているが、それぞれが、どのような趣旨の文書であるかが不明であるため、開示文書が何であるかを確認した。

処分庁からは、「対策」欄に記載がないものは、第2回教科部会の開催に当たり教務主任が議題を伝えるために作成したものであり、「対策」欄に記載があるものは、各教科担任が検討した結果を記載したものと回答であった。

イ 第2回教科部会について、開示文書の他に各教科担任が打ち合わせた記録は無いか、また、当該打合せの結果が開示文書の「対策」欄に記載されているとのことだが、記載内容のとおり授業を進めていくことについて校長が承認したことが分かる文書は無いかを確認した。

処分庁からは、各教科担任が打ち合わせた記録については、第2回教科部会の「対策」欄に記載するための個人的なメモはあるかもしれないが、議事録は作成していないこと、また、校長の承認については、教務主任が開示文書のうち「対策」欄に記載があるものを持参して校長に説明し、承認を得たとのこと回答された。

なお、令和2年6月1日の学校再開よりも後（令和2年6月2日以後）に校長が未履修部分への対応を承認した点については、授業が始まる前の準備段階であり、授業開始までに全ての承認が必要であるとは限らないこと、及び学校再開に当たっては児童・生徒の健康安全面を優先して取り組んでいたことから、差が生じてしま

ったと説明している。

ウ 審査請求人は、未履修部分への対応について、休校期間が延長された都度に検討した文書があるはずであると主張することから、第2回教科部会よりも前に打合せ等を行っていないかについて確認した。

処分庁からは、正式な打合せの機会は無かったが、にじの丘学園には小学校の教員がおり、教科書等も容易に確認できる環境にあったこと、にじの丘学園の教員の大半が統合前の各学校の教員であったこと等から、情報交換をしつつ検討していたことが回答された。また、4月及び5月は教員が在宅勤務の場合があったことから、各教員が個別に検討を進め、合間ごとに打ち合わせた内容をまとめたものが開示文書であるとの説明であった。

なお、処分庁は、教科部会について、本件のような重要事項は記録を残すが、例えば定期テストの方向性を検討する場合は、互いに作成したテスト用紙を添削するだけであり、記録を残すものではなく、必ずしも議事録を作成するような会議体ではないものと認識していることが説明された。

エ 新型コロナウイルス感染症の影響は続いていることから、令和2年6月以後に同様の事案は起きていないかについて確認した。処分庁からは、令和2年6月以後は短期間の学級閉鎖のみであり、休みにより授業ができなかった部分については、その年度の授業内で調整しているとの回答であった。

このほか、休校から学校再開までの間、他に優先すべき事項があったので、教育課程の変更についてはこのような対応となってしまう、記録を残さなくてはならないという点では足りないところがあったと申し添えられた。

オ したがって、本審査会としては、これ以上審査することは困難であるので、不開示（不存在）とされた公文書「①教科部会において提案された文書、②教科部会で確認された事項に係る校長の承認、決裁文書、③生徒、保護者宛の説明文書」は存在しないという結論に至った。

6 結論

以上のことから、本件については、上記1のとおり判断した。

7 補足意見

本審査会の結論及びその判断の理由については以上のとおりであるが、処分庁の文書作成等について、補足的に意見を述べる。

処分庁は、開示文書について、教科部会による検討の結果について校長の承認を得たものであるとの説明をしているが、当該文書からは、誰が作成したのか、どのように協議されたのか、また、決裁権者の決裁を受けているか否かを確認できない内容となっている。また、教科部会による検討の結果というが、当該検討の過程も記録が無いため、その検証もできない状況である。加えて、教科部会の記録は重要なもののみ残すとして

いるが、その重要性は作成者の主観に委ねられている。

条例第1条では、「市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにする」ことを目的としている。この規定を本件に換言すれば、「処分庁は、教育課程の変更について、どのように決定したかを説明する義務がある」ということになり、説明責任を果たす方法として公文書の開示があることを理解されたい。説明責任を果たすためには、事案の原因、検討の過程及び結果、対応方針への承認又は決裁等が文書で整理されていなければならない。また、仮に問題が発生した場合、適正に文書が作成されていれば、その検証が容易なだけでなく、行った行為の正当性の証明に繋がるものである。

以上のことから、学校における文書の作成、承認又は決裁の方法、文書の保管等のルールを定めるとともに、文書事務は重要なものであるとの認識を持って事務を進められたい。